

令和7年10月21日
都市整備部公園緑地課

下関市都市公園乃木浜総合公園に係る指定管理候補者の選定結果 について

下記のとおり、乃木浜総合公園に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により下関市議会の議決を得る必要があり、下関市議会令和7年第4回定例会における議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定します。

1 選定の概要

(1) 施設の概要

名 称 乃木浜総合公園

所 在 地 下関市乃木浜一丁目及び二丁目

施設内容 総合公園（34.4ヘクタール）

※面積は令和8年4月1日から供用開始を予定している箇所を
含みます。

(2) 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 指定管理候補者の概要

名 称 乃木浜総合公園地域共生共同企業体

株式会社森芳楽園

代表取締役 森 英之

所 在 地 下関市長府松小田本町8-31

主な業務内容 ①株式会社森芳楽園

造園工事・屋上庭園工事・石積み工事・土木一式工事・

建築工事・外構工事・庭園公園維持管理業務など

②一般社団法人ウエストネーション下関SC

サッカークラブチームの運営

③一般財団法人下関市公営施設管理公社

公共施設の管理運営

④株式会社ユニサス

スポーツ施設の設計施工・スポーツ施設の維持管理・公共施設の指定管理・造園

2 選定までの経緯

令和7年 8月12日 公募により応募団体を募集・受付開始
令和7年 9月 2日 説明会の実施
令和7年 9月26日 募集・受付の終了
令和7年10月10日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市都市公園
乃木浜総合公園）から下関市長が意見書を受理
令和7年10月16日 下関市が指定管理候補者を選定

（1）応募資格

応募者は、法人その他の団体（以下「団体」という。）であることとします。
(法人格の有無は問いません。また、個人での応募はできません。)。なお、複数の団体で構成された共同事業体（以下「共同事業体」という。）でも応募ができません。ただし、単独で応募する団体は、共同事業体の構成員となることはできません。また、1の共同事業体の構成員となる団体は、他の共同事業体の構成員となることはできません。

応募者の資格は、次に掲げる条件を全て満たすこととします。

- ①法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- ②民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続中でないこと。
- ③指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- ④地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- ⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑥過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- ⑦消防法（昭和23年法律第186号）に定める甲種防火管理者の資格を有する者を1人配置することができること。
- ⑧共同事業体の場合にあっては、構成する全ての団体が①から⑥までに掲げる資格を満たしているとともに、次に掲げる条件を満たすこと。
 - ア 応募時に、構成する全ての団体による「共同事業体協定書」を提出すること。
 - イ 指定管理候補者に選定されたときは、市と指定管理施設の管理運営に關

する協定を締結する時までに、代表団体及び全ての構成団体の責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、その組合契約書の写しを市に提出すること。

ウ 代表団体は、共同事業体における本施設の包括的管理、行為許可及び有料公園施設使用許可に関して責任を負うこと。

⑨説明会に参加すること。

⑩インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。なお、共同事業体での応募の場合は、代表団体及び代表団体以外の共同事業体の構成員の全てが適格請求書発行事業者として登録を受けていること。

(2) 応募状況

説明会参加団体 8団体

申込書提出団体 2団体

- ・応募団体①（下関市）
- ・応募団体②（下関市長府松小田本町8-31）

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市都市公園乃木浜総合公園）が開催され、ここにおいて、応募者から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等及び応募団体のプレゼンテーション等により総合的に審議された結果、応募団体についての意見が下関市長に提出されました。下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、応募団体のうちから最も適当と認めるものを指定管理候補者として選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市都市公園乃木浜総合公園）委員

役割	氏名	所属団体・役職	備考
学識経験者	松崎 守利	公立大学法人下関市立大学 教授	委員長
経営又は財務に関する有識者	祖山 久美	一般社団法人山口県中小企業 診断協会 会員	
施設の管理運営に関する有識者	菊田 武志	山口県土木建築部都市計画課 課長	
施設の利用に関する有識者	町田 志郎	下関市連合自治会 理事	

施設の利用に関する有識者	竹中 謙二	下関市スポーツ協会理事	委員長 職務代理者
--------------	-------	-------------	--------------

※1 委員長は、委員の互選により決定

※2 委員長職務代理者は、委員長の指名により決定

5 選定基準

別紙1 「審査基準」のとおり

6 指定管理候補者選定委員会の審査結果

(1) 審査結果 (単位:点)

団体名	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	総合点
応募団体②	98	87	70	94	84	433
応募団体①	94	85	67	91	79	416

(2) 議事録 (要点)

別紙2 「議事録 (概要版)」のとおり

7 選定結果

下関市は、指定管理候補者選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、乃木浜総合公園地域共生共同企業体を指定管理候補者に選定した。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙3 「提案概要」のとおり

(2) 選定の主な理由

①下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号に掲げる選定基準を満たしているため。

②下関市指定管理候補者選定委員会(下関市都市公園乃木浜総合公園)における審査の結果、指定管理候補者として最も適する団体であると答申を受けたため。

8 提案額

3年間の平均額 92,493千円 (千円未満切捨)

3年間の合計額 277,480千円